

江府町条例第7号

江府町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江府町職員の育児休業等に関する条例（平成4年江府町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 略</p> <p>2 江府町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 江府町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

（施行期日等）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。